

令和8年度土木事業等における事故防止講習会

建設工事事故の状況 及び防止対策について

令和8年8月28日(金)

熊本県 県央広域本部 土木部 技術管理課

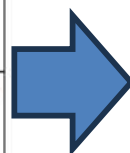
目 次

- ①建設事故等の定義……P1
- ②建設事故等の報告……P3
- ③建設工事データベース（S A S）への登録……P13
- ④工事成績評定（減点）について……P16
- ⑤関係法令・基準等のうち、関連する事故事例……P18
- ⑥令和 7 年度における建設事故等の発生状況……P25
- ⑦平成 9 年度以降の建設事故等の発生状況……P27
- ⑧建設工事事故防止の重点対策の制定について……P32
- ⑨令和 7 年度における建設事故等の発生状況（スクリーン投影）

①建設事故等の定義

建設事故等の定義

事故の分類	事故の定義
労働災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者が死傷した事故）	・工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故。 ・資機材、工場製品等の輸送作業（以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 ※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等、工事のために固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 ※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。
もらい事故（第3者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	工事区域において、工事関係者以外の第3者の行為が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。
死傷公衆災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者以外の第3者が死傷した事故）	・工事区域における工事関係作業が起因して工事関係者以外の第3者が死亡又は負傷した事故。 ・輸送作業が起因して工事関係者以外の第3者が死亡又は負傷した事故。
物損公衆災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者以外の第3者の資産に損害が生じた事故）	・工事区域における工事関係作業が起因して工事関係者以外の第3者の資産に損害を与えた事故。 ・輸送作業が起因して工事関係者以外の第3者の資産に損害を与えた事故。
交通事故等	工事区域において、工事関係作業又は輸送作業に起因せず、工事関係者以外の第3者が自ら生じさせた事故。 （例：片側交互通行にて交通規制を行っていたところ、運転手の不注意のため停止車両に後続車両が追突した事故等は、対象）
その他	橋桁の落下や仮設物の崩壊、機械の転倒等の重大な被害につながる恐れのある事故、又は社会的影響の大きい事故等。



事故等の分類

- ①労働災害（墜落・転落・その他の負傷）
- ②労働災害（重機）
- ③死傷公衆災害
- ④物損公衆災害（車両）
- ⑤物損公衆災害（ケーブル）
- ⑥物損公衆災害（自転車・その他）
- ⑦重機の水没
- ⑧もらい事故（交通誘導員等）
- ⑨交通事故（第三者）
- ⑩その他（重大事故に繋がる恐れ）

※細分化してデータを整理。

②建設事故等の報告

1) 土木工事共通仕様書における「安全管理」に関する記載

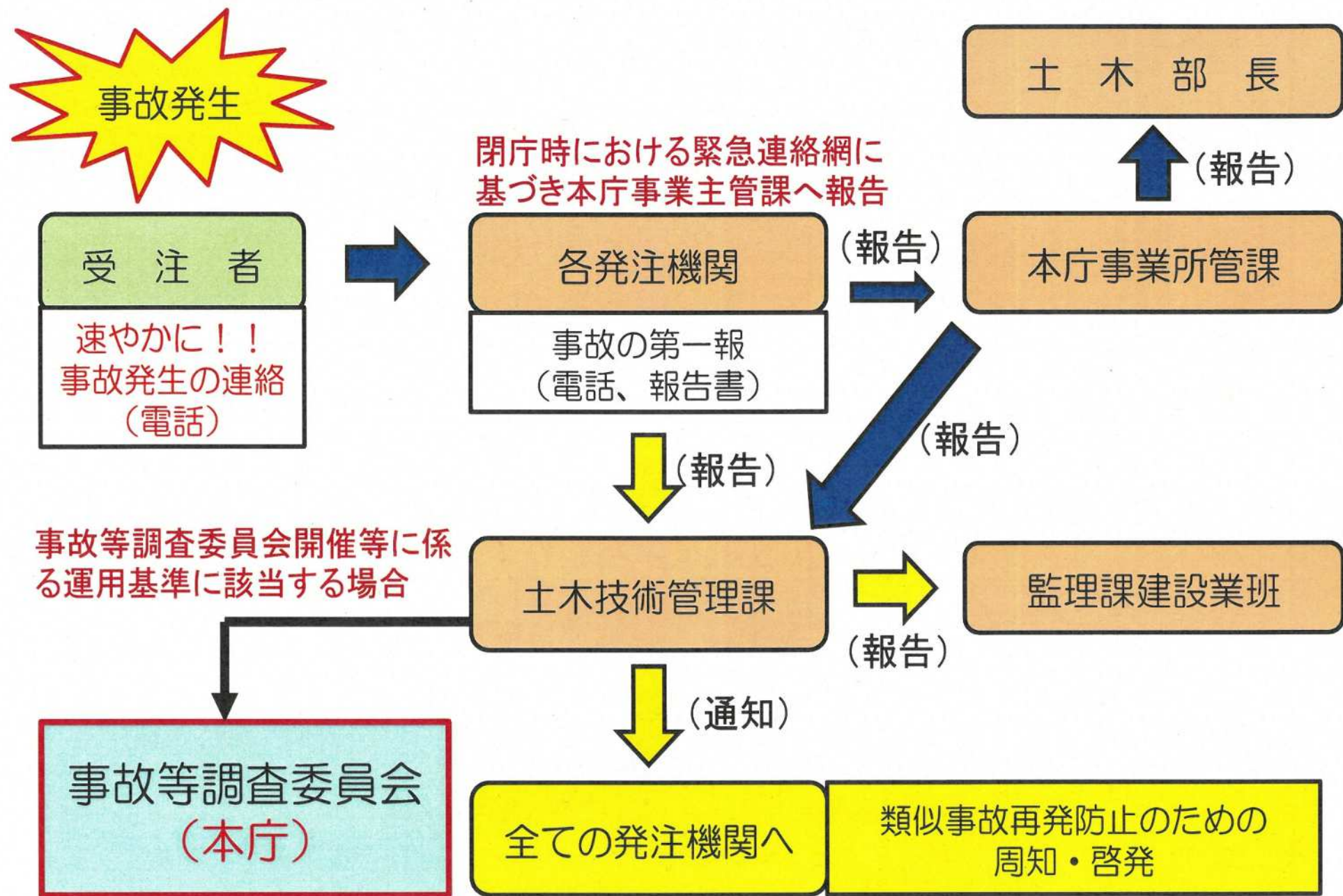
<1-1-30 工事中の安全確保>

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
6. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
8. 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいた適切な措置を講じておかなければならない。

<1-1-33 事故報告>

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（[工事事故報告書](#)）で指示する期日までに、提出しなければならない。

2) 建設工事事故等が発生した場合の事故報告について

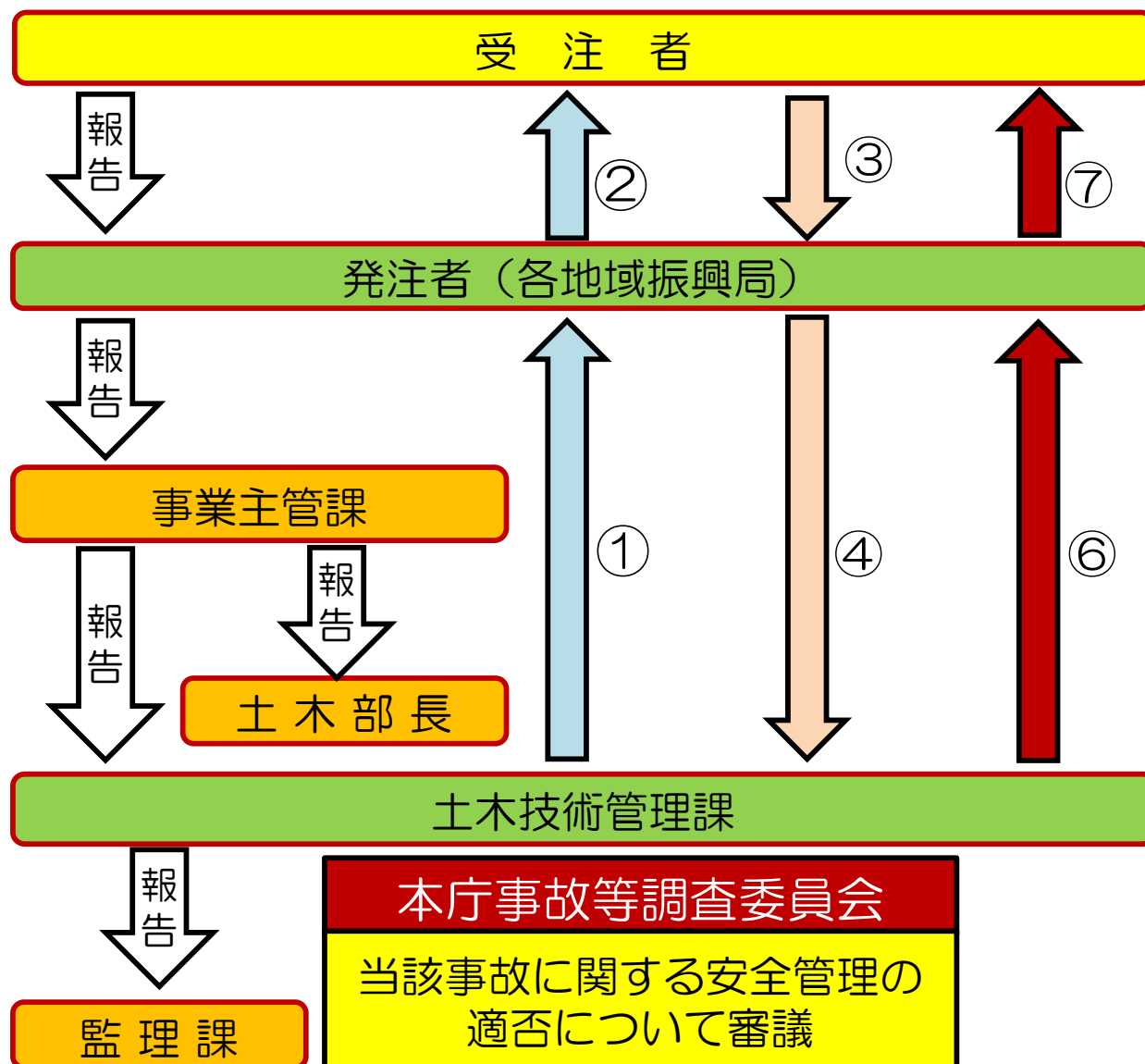


3) 事故報告書様式

(統一様式名称：様式－１３)

事 故 速 報 (第 報)							
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)					
令和 年 月 日 時 分受信							
主管課長	班 長	参 事	課 員				監督員
/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/
発信者						受信者	
事故発生月日		令和 年 月 日 () 時 分				天候(温度)	
事故発生場所							
工事名		◎◎◎◎線○○○○(●●●)工事《注：契約書の名称を記載》					
工期		から		契約区分		本庁 ・ 出先	
		まで					
受注者名							
事故 の 内 訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)	
事 故 の 概 要	※事故の原因、経緯、処置等						
備 考	※関係機関(労働基準監督署、警察署等)対応状況						
	・被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等) ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等						

※ ①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。
 ②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。



- ①事故等調査委員会の開催が必要な場合、各発注機関へ開催要請を通知。
- ②事故等調査委員会開催に必要な資料の提出を依頼。
- ③事故等調査委員会開催に必要な資料の提出。
- ④提出された資料を基に、局事故等調査委員会を開催し土木技術管理課へ提出。
- ⑤本庁事故等調査委員会の開催。
- ⑥本庁事故等調査委員会の審議結果を通知。
- ⑦安全管理に関する審議結果を通知。

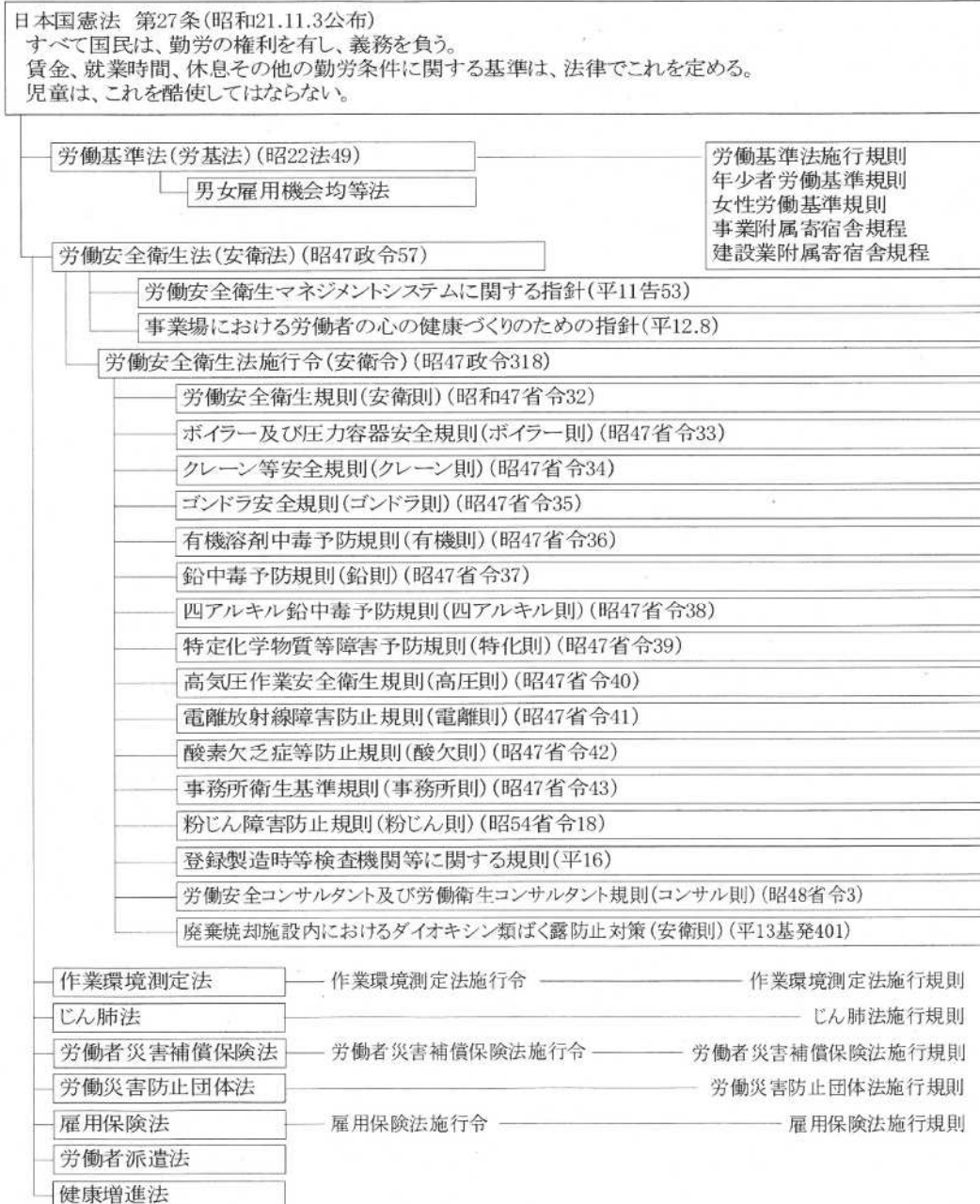
◇事故等調査委員会開催の判断については、労働基準監督署、怪我の完治状況及び補修費用等を基にして判断。

4) 建設事故等調査委員会開催に伴い提出が必要な資料

1) 事故発生当日の作業概要及び作業内容の詳細	11) 事故発生に係る時系列整理表
2) 事故発生状況の資料（図面及び写真等）	12) 事故発生後に開催された「再発防止対策会議」等資料
3) 工事発生前月末時点での工事進捗状況	13) 事故発生後に労働基準監督署からの求めに応じて提出した資料（労働者死傷病報告書等）
4) 当日の作業体制（下請、警備員等全ての作業員）	14) 事故発生後に労働基準監督署から交付された資料（指導票、是正勧告書等）
5) 事故発生当日の作業員等の配置図	15) 被災された方の診断書（個人情報となるため、本人の承諾を得た上で提出のこと）
6) 事故発生当日の現場代理人の所在	16) 施工計画書（当初）
7) 事故発生前（一週間程度）の作業日報及び危険予知活動の資料	17) 労働災害の場合は、「完治日」及び「現場復帰日」が後ほど必要になります
8) 新規入場者がある場合には、新規入場者教育資料	18) 物損公衆災害（ケーブル切断、一般車両損傷等）の場合は補修に係る見積書
9) 月1回の開催が必要な「安全訓練」等の資料	19) 熱中症の場合は、「暑さ指数の低減、休憩所の整備、服装、作業時間の短縮、暑熱順化への対応、水分・塩分の摂取、プレークーリング、日常の健康管理、異常時の措置等」についての各種資料
10) 店社パトロール資料（事故発生前の直近で実施されたもの）	20) 車両系建設機械及び振動工具等の各種規定に基づいた資格等の資料

※建設事故等の発生状況（内容）により、提出頂く資料が異なります。

5) 労働安全衛生法及び関係政省令の体系図等資料



労働基準監督署の監督処分

- (1) 司法処分(送検)
- (2) 命令書(使用停止等命令書)
- (3) 是正勧告書
- (4) 指導票・安全衛生指導書

[指導票・安全衛生指導書]: 警告
労働法令違反には該当しないが、労働法令の趣旨に照らして改善した方が好ましいと思われる事項、又は後々労働法令違反につながる可能性のある事項などを確認した場合に交付される。

■

■

6) 労働基準監督署関係様式（是正勧告書、指導票）

様式第2の1号の2

是 正 勧 告 書 令和 年 月 日		
殿 労働基準監督署 労働基準監督官		
貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。 なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。 また、「法条項等」欄に ☐ 印を付した事項については、同種違反の繰り返しの防止のための点検責任者を事項ごとに指名し確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。		
法 条 項 等	違 反 事 項	是正期日
参考資料		
受領年月日 受領者職氏名	令和 年 月 日	(1) 枚のうち (1) 枚 目

（注意）
一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。
二、この勧告書は三年間保存して下さい。

様式第8号の2

指 導 票 令和 年 月 日	
参考資料 労働基準監督署 労働基準監督官 厚生労働技官 厚生労働事務官	
あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。 なお、改善の状況については 月 日までに報告してください。	
指 導 事 項	
受 領 年 月 日 受 領 者 職 氏 名	令和 年 月 日

（1枚のうち1枚目）

6) 労働基準監督署関係様式（安全衛生指導書、改善報告書）

別紙 3

安全衛生指導書

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署

貴事業場における安全衛生に係る下記の事項について、改善措置をとり、改善の状況について 月 日までに報告してください。

[illegible]

改善報告書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場名 _____

所在地 _____

代表者職氏名 _____

令和 年 月 日、技官より指摘を受けた労働基準法、労働安全衛生法及び指導事項について、下記のとおり改善しましたので報告します。

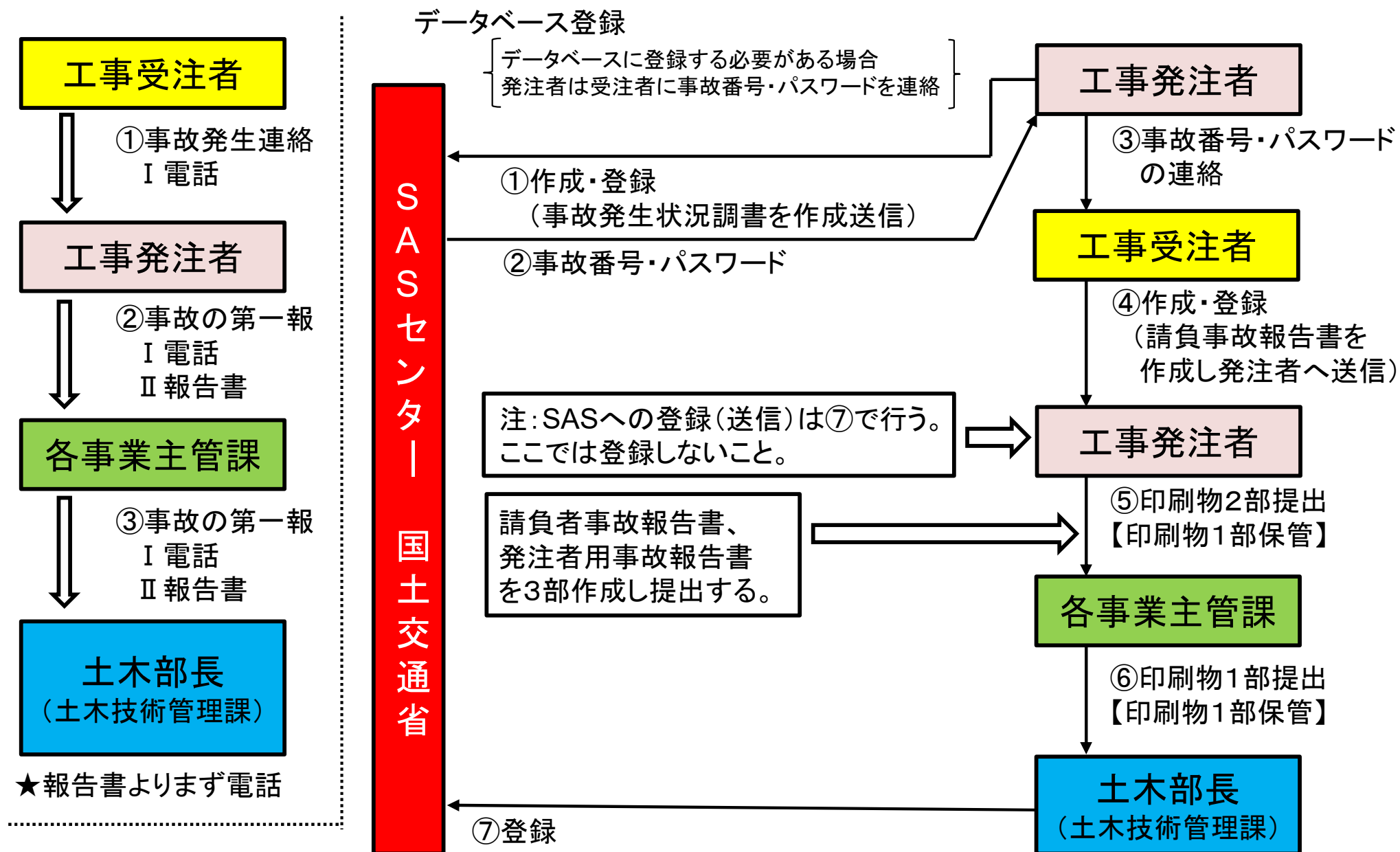
110

項 目	改 善 結 果	改善完了日
	参考資料	

勞働基準監督署

③建設工事データベース (SAS)への登録

1) 建設工事事務データベース (SAS) の概要



2) 建設工事事務データベースに登録する対象事故の定義

事故の分類	事故の定義
労働災害 (工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故)	工事作業場内又はその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業（土木工事共通仕様書の総則「1-1-32 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。 ＊工事作業場： 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 ＊隣接区域： 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。
もらい事故 (第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故)	工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。
死傷公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)	工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故で、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

④工事成績評定（減点）について

1) 建設事故又は公衆災害を起こした場合の工事成績評定 (減点) について

熊本県が発注した工事において、工事関係者が死傷するなどの事故を起こした場合、あるいは一般住民を巻き込むなどの重大な公衆災害を起こした場合には、工事成績評定において安全管理の措置が不適切であったかどうかを判断のうえ、減点することとされています。

農計技管第1166号
土技第576号
平成21年3月31日

建設事故に伴う工事成績評定に係る減点の考え方

「法令遵守等」
の項目で減点。

建設工事の施
工に伴う災害

労働災害
注1

死亡事故

重傷事故（2ヶ月以上の休業）
又は人的被害を伴わない重大事故

注5
注3

休業4日以上事故

注5

— 8点（文書注意）

— 5点（口頭注意）

— 3点

◆作業員個人の責めに帰すものは含まない 注6
◆事故の原因が第三者の行為によると認められる場合は除く 注7

公衆災害
注1

死亡事故

重傷事故（2ヶ月以上の休業）
又は第三者の財産に関する重大な危害・迷惑

注5
注4

休業4日以上事故

注5

— 8点（文書注意）

— 5点（口頭注意）

— 3点

◆事故の原因が第三者の行為によると認められる場合は除く 注7

「指名停止該当処分通知書」を土木部長（監理課建設係）
あて通知すること。
ただし、安全管理が適切であった場合は除く。

「指名停止該当処分通知書」を土木部長（監理課建設係）
あて通知すること。
ただし、安全管理が適切であった場合は除く。

⑤関係法令・基準等のうち、 関連する事故事例

事例（１）

（労働安全衛生法）

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

ポイント

元請は下請に対し、適正な指導・指示を行わなければならない。

※下請業者に関連する事故であっても、元請が責任を問われることがある。

（労働基準監督署から元請・下請け双方に「是正勧告書」が出された事故事例有り）

事例（２）

（労働安全衛生規則）

第518条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

ポイント

高さ2メートル以上の箇所での作業にあたっては、適切な作業床設置、転落防止措置等を実施しなければならない。

事例（３）

（労働安全衛生規則）

第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

ポイント

バックホウ等の車両系建設機械を走行させる際に、路肩崩壊防止等、適正な経路を確保する。また、路肩部等を走行するときには、必ず誘導者を配置しなければならない。

事例（４）

（労働安全衛生規則）

第164条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。

ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

（１）負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。

（２）外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

（３）作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。（続きあり）

ポイント

バックホウ等の車両系建設機械を主たる用途以外に使用してはならない。（例外として認められる場合もある）

事例（５）

（土木工事安全施工技術指針）

第２章 第２節

１．工事区域の立入防止施設

（１）工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。

（建設工事公衆災害防止対策要綱）

第２章 一般事項

第１５ 作業場の区分

２ 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。（以下略）

ポイント

工事現場内に誤って公衆（第三者）が立ち入るのを防ぐため

- ・ 鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、工事区域を明確にしなければならない。
- ・ 固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。

事例（６）

（建設工事公衆災害防止対策要綱）

第２２（車両交通のための路面維持）

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。

この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合、５パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

ポイント

道路工事において、やむを得ず路面に段差が生じる場合は出来る限り勾配が５％以内に収まるよう擦り付けるとともに、適切に注意看板等を設置する。

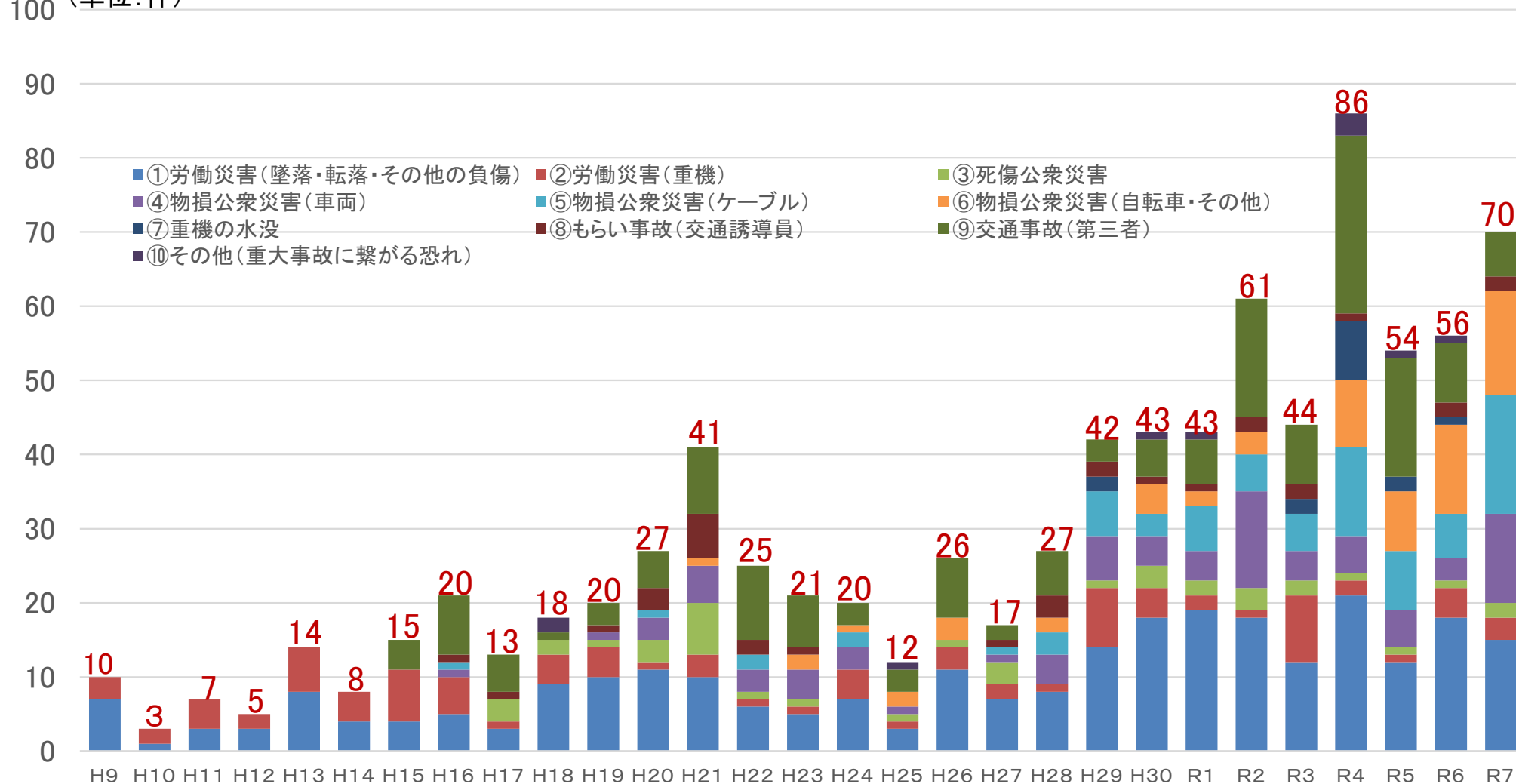
⑥令和7年度における 建設事故等の発生状況

事故等の分類	年間件数
①労働災害(墜落・転落・その他の負傷)	15
②労働災害(重機)	3
③死傷公衆災害	2
④物損公衆災害(車両)	12
⑤物損公衆災害(ケーブル)	16
⑥物損公衆災害(自転車・その他)	14
⑦重機の水没	0
⑧もらい事故(交通誘導員等)	2
⑨交通事故(第三者)	6
⑩その他(重大事故に繋がる恐れ)	0
⑪その他(資材搬入業者の責)	3
⑫その他(個人の責・病気等)	8
⑬病死(心筋梗塞・心因性心臓病)	0
⑭コロナ陽性	0
⑮熱中症	1
総 計	70(82)

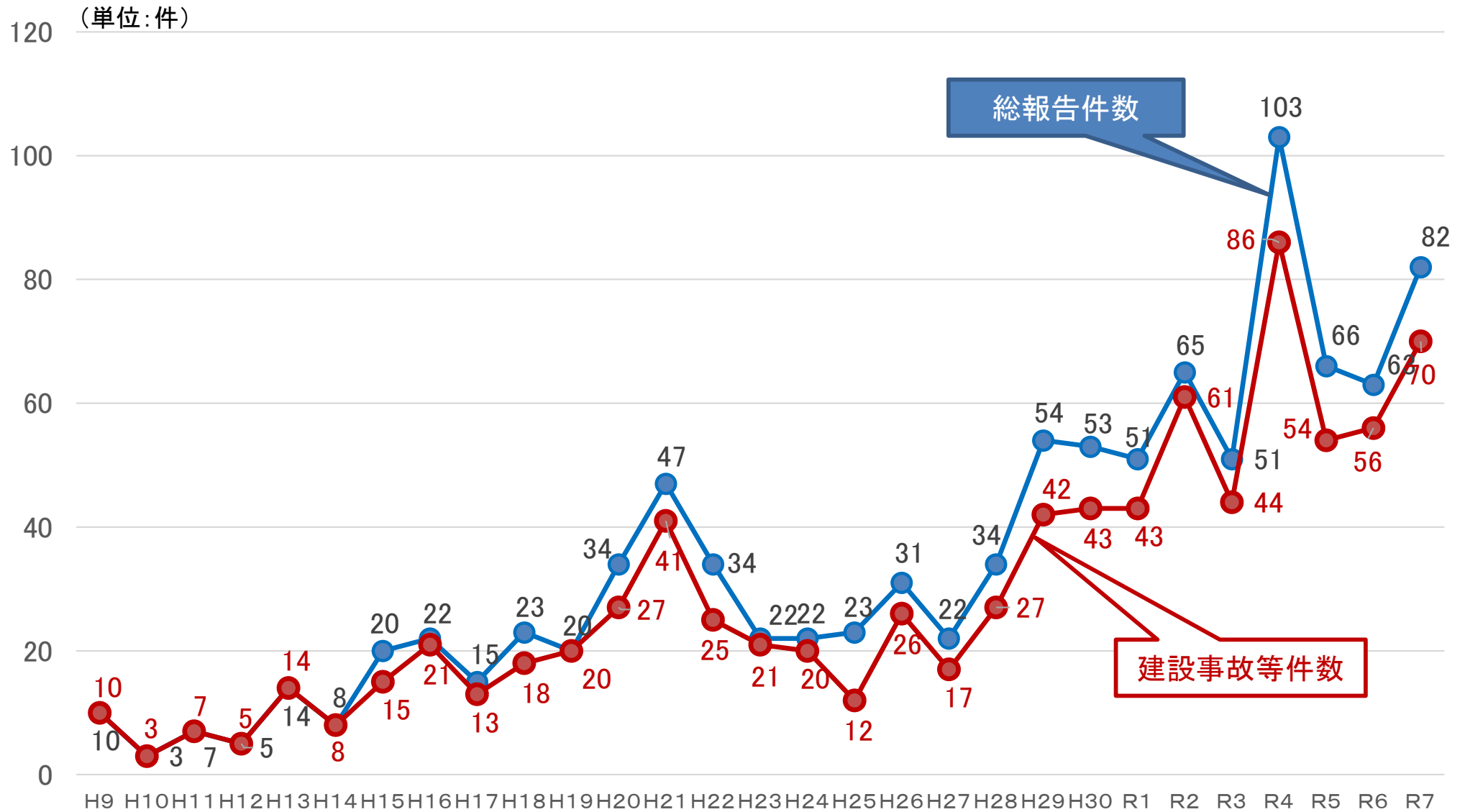
⑦平成9年度以降の 建設事故等の発生状況

平成9年度以降における建設工事事故等の推移 (資機材納入・病死・個人の責等に係るものを除く)

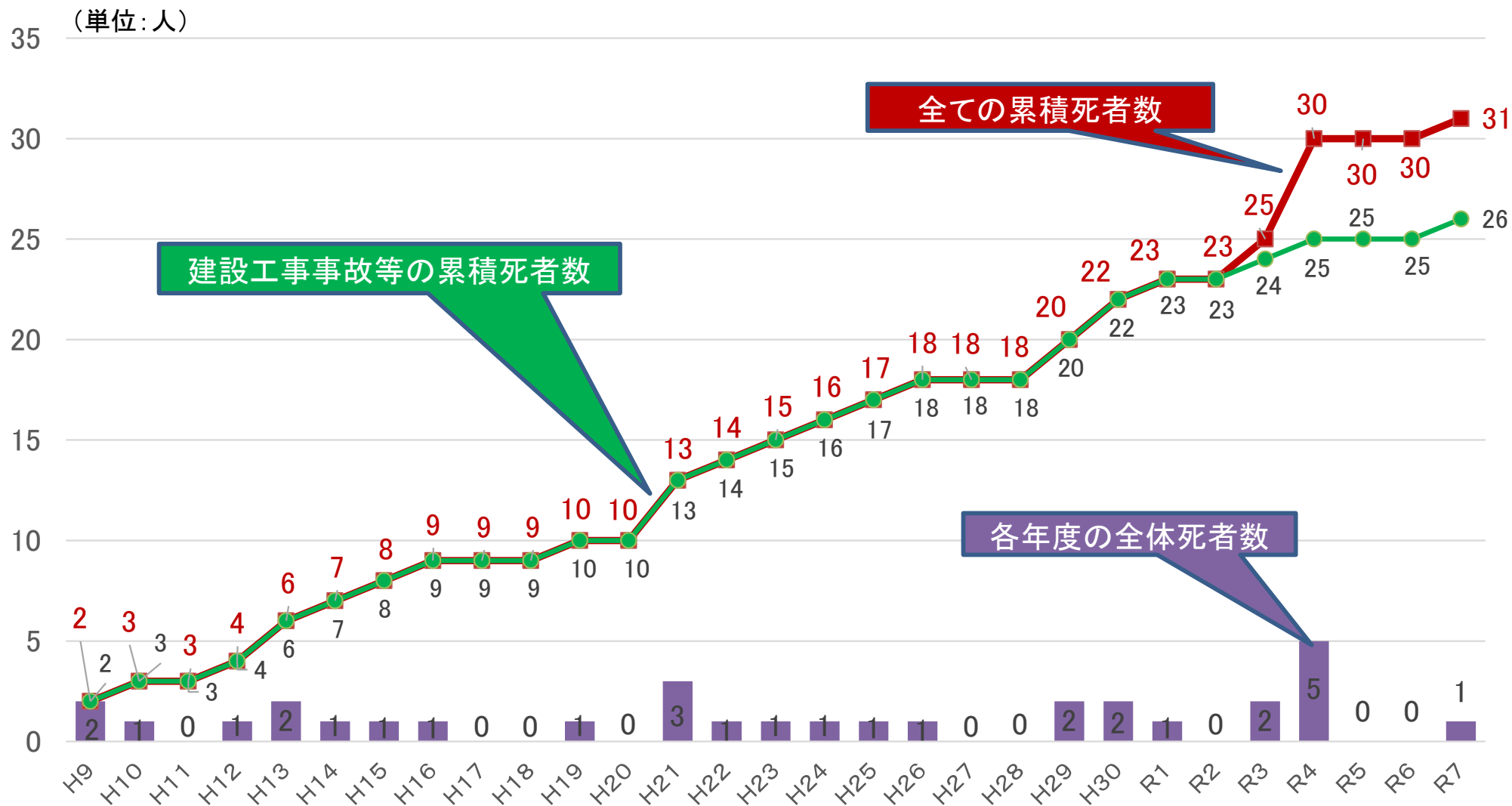
(単位:件)



平成9年度以降における建設工事事故等の推移

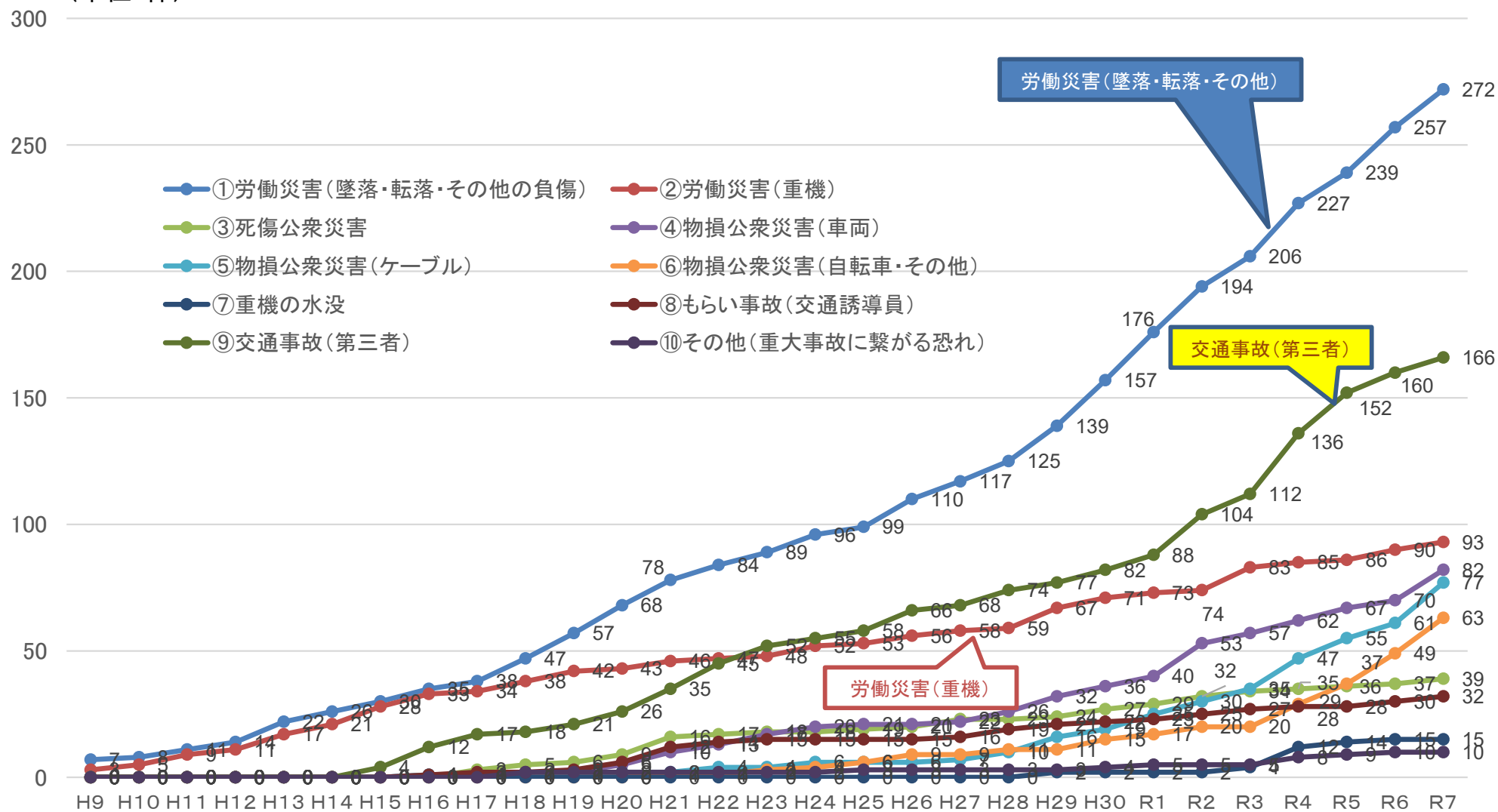


平成9年度以降における建設工事事故等に係る死者数の発生状況
(資機材納入・病死等に係る死者も含む)



平成9年度以降における建設工事事故等の累積件数

(単位: 件)



⑧建設工事事故防止の 重点対策の制定について

土技第1111号
平成17年3月31日

土木部各課（総室）長
各地域振興局土木部長
土木部出先機関長 様

土木部長

建設工事事故防止のための重点対策の実施について（通知）

このことについて、建設工事における建設労働災害による死亡者数は、平成8年までの1千人を超える状況から、平成13年には6割強となるまで減少していますが、全産業に占める割合は約4割と高く、なお、一層の対策を必要としています。

国土交通省においては、平成4年の「公共工事の発注における工事安全対策要綱」の策定、平成8年の事故データベースの構築、平成12年2月の建設工事事故対策検討委員会による重点対策の必要性の提唱により、平成12年度から毎年、墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について、建設工事事故防止のための重点対策として実施しています。

県内においては、平成8年以来減少を続けていた労働災害が平成15年は一転して増加し、建設業における死亡事故は前年の3人から15人へと大幅に増加しており、また、本県土木部発注工事においても、事故件数は近年、増加傾向にあり、平成16年度の件数は前年度を上回っています。

このため、県土木部発注工事について、近年における国土交通省の事故防止重点対策及び建設工事の事故発生状況を考慮し、別添のとおり建設工事事故防止のための重点対策を実施することとしたので通知します。

建設工事事故防止のための重点対策の実施について

1 目的

熊本県土木部が発注する工事における建設工事事故については、従来よりその防止対策の徹底をはかっているところであるが、近年の国土交通省の事故防止重点対策及び建設工事の事故発生状況を考慮し、建設工事事故防止の一層の推進を図るため、建設工事の事故防止重点対策を実施するものとする。

2 取り組むべき重点項目

- (1) 足場からの墜落事故防止
- (2) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止
- (3) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止

3 具体的な対策

- (1) 足場からの墜落事故防止対策

- ・ 枠組足場における手すり先行足場の使用

土木部発注工事において枠組足場の設置を必要とする場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月）を適用するものとする。

- (2) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策

監督職員は、請負者が労働安全衛生規則第164条により認められている車両系建設機械の用途外使用による作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について」（平成7年4月18日付け土検第54号）または、「建築工事における安全施工について」（平成12年7月15日付け土技第505号）における安全・訓練等として、用途外使用に関する安全・訓練等を行うよう特記仕様書に条件明示するものとする。

- (3) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止対策

監督職員は、請負者が労働安全衛生規則または、クレーン等安全規則により誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置が求められている作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について」または、「建築工事における安全施工について」における安全・訓練等として、請負者に誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置に関する安全・訓練等を行うよう特記仕様書に条件明示するものとする。

4 適用時期

平成17年4月1日以降決裁分から適用するものとする。